

2019年6月1日

学生各位

学長 近藤 研 至

文教大学学生の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への ボランティア参加に伴う授業及び定期試験の欠席対応について

本学学生の「第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）」及び「東京 2020 パラリンピック競技大会」へのボランティア参加に伴う授業または試験の欠席について、下記のとおり対応する。

ボランティアに参加予定の学生は、内容をよく確認し、各自の責任において必要な手続きを取ること。

記

1. ボランティアへの参加を理由に授業または試験を欠席する場合について

(1) 授業を欠席する場合の対応については、次のとおりとする。

授業を欠席する場合、全ての授業科目において「欠席扱い免除願」を申請（以下、「欠席免除申請」）できるものとし、申請のあったものについては、欠席扱いを免除する。

ただし、集中講義の授業科目は、欠席扱い免除の対象としない。

(2) 定期試験を欠席する場合の対応については、次のとおりとする。

定期試験を欠席する場合は「追試験」の対象とする。ただし、「追試験」及び「再試験」を欠席した場合、特段の配慮は行わない。

なお、今回の特例措置に伴う「追試験」を受験した際の評価の上限は現在検討中であり、決定次第、公表する。

(3) 学外実習の対応については、次のとおりとする。

教育実習、福祉実習、臨地実習等の学外実習（介護等体験も含む）については、特段の配慮は行わない。ボランティアへの参加を理由に、参加が決定した実習（今後決定する実習も含む）の辞退や欠席及び実習期間の変更は認めないので、これらの実習の履修や参加を予定している学生は留意すること。

2. 対象とするボランティア及び期間について

(1) 対象とするボランティアは次のとおりとする。

- ア. 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」が募集するボランティア（大会ボランティア）
- イ. 競技会場となる「自治体」が募集するボランティア（都市ボランティア）
- ウ. 今後、上記ア、イ以外のボランティアを対象に加える場合は、改めて公表する

(2) 欠席免除申請の対象となる期間は原則として次のとおりとする。

- ア. 第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）開催期間
2020年7月24日（金）～8月9日（日）
- イ. 東京 2020 パラリンピック競技大会開催期間
2020年8月25日（火）～9月6日（日）
- ウ. 上記ア、イ以外に実施される説明会及び事前準備等の期間については、欠席免除申請の対象外とする

3. 欠席免除申請、追試験受験の申請方法について

2020年4月（予定）に実施する「（仮）東京オリンピックボランティア参加対象者調査」に回答したうえで、回答時に指示する期間にそれぞれ手続を行うこと。なお、申請に際し「ボランティア参加決定の通知」、「ボランティア参加を証明する書類」等を求める予定であるので、あらかじめ留意すること。

4. 問い合わせ先

越谷校舎：学生課

湘南校舎：教育支援課

以 上